

障害者にかかわる欠格条項の急増と要請アピール

2020年12月4日



福島 智 ふくしま さとし
(障害者欠格条項をなくす会共同代表・東京大学教授
・社会福祉法人全国盲ろう者協会理事)

要請アピールよびかけ人メッセージ (抜粋)

私は9歳で失明し、18歳で聴力を失いました。

私が怒りと悔しさを強烈に感じたのは、大学受験の時でした。ある国立大学に受験を打診したら、断られてしまったのです。理由は私が盲ろう者であり、「そういう学生を受け入れた前例がないから」。

あれからおよそ40年が経過しました。多くの大学で障害学生が学ぶようになり、「受験拒否」もかなり減少して来ました。しかし、社会に出て働く段階で、障害故に受験ができなかったり、免許が交付されなかったり、現場に採用されなかったりという現実がなくなりません。

ある仕事をする上で、一定の潜在能力や技能が不可欠なのは当然です。しかし、そのことと、障害の程度や種類とは直結しません。

欠格条項は、人間の尊厳を否定する法令です。

3

障害者欠格条項急増を受け要請アピールを提出

私たち、障害者欠格条項をなくす会は、1999年に発足した市民団体で、障害種別や障害の有無をこえて、障害者欠格条項の廃止を目標に活動しています。法令などの調査に基づく政策提言等を重ねてきました。

直近の法令調査で、障害者欠格条項が急増している事態がわかり、これを受け、障害者欠格条項をなくしていこうという立場から、要請アピール案を出して呼びかけ、42団体、63名の個人から賛同を得て、先ごろ、このアピールを提出したところです。

本日は、このアピールに至った、障害者欠格条項の急増ということや、その背景、また障害者欠格条項に関わる課題について説明していきます。

4

欠格条項とは

「資格や免許をもつこと」や「ある行為をすること」の制限を法律が決めているもの

障害を理由とするものの他にも、年齢によるものや、刑罰を受けた経歴にかかわるものなどがある

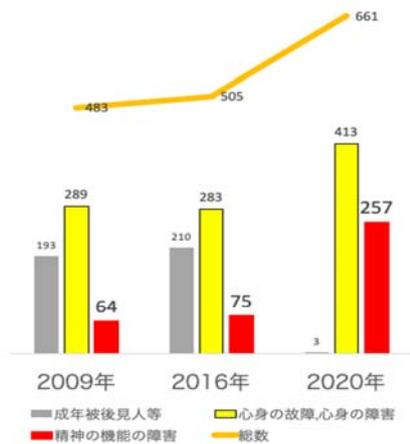
5

障害者にかかわる欠格条項とは

「〇〇の機能の障害がある者には～の免許を与えないことがある」「心身の故障により～を取り消すことがある」などの条文が設けられている

- ・医師や看護師、保育士や社会福祉士の免許をもつこと
- ・会社や団体の役員になること
- ・公務や公的な役職（審議会の委員など）につくこと
- ・議事を傍聴すること
- ・公共施設を利用すること
- ・受験すること など

6



7

欠格条項は今

全部で661本の法令に欠格条項がある。(2020年3月時点)
残されてきた「心身の障害」欠格条項に、

新設された「**心身の故障**」欠格条項が加わった
この二つをあわせて前回調査の283本から413本に増大した
「心身の故障」欠格条項を新設した129本の法律において、

新たに160以上の政省令で、「心身の故障」とは「**精神の機能の障害**」であると規定された

その結果、前回調査では75本だった「精神の機能の障害」欠格条項がある法令は、257本に急増した

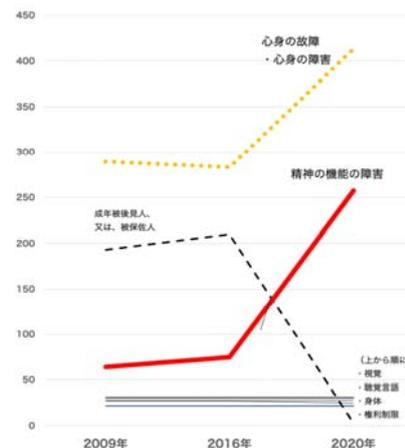
8

障害者にかかわる欠格条項のある法令数の推移

	533<年	5349年	5353年	
成年被後見人、または、被保佐人	193	210	3	
心身の故障・心身の障害	289	283	413	
精神の機能の障害	64	75	257	
視覚の機能の障害	31	31	31	
聴覚・言語の機能の障害	28	28	28	
身体の障害	27	27	25	
さまざまな権利制限	22	22	22	
総数	上記の条文がある法令実数	483	505	661

障害者欠格条項をなくす会事務局調べ 2020年3月

9



10

例①社会福祉士及び介護福祉士法

	現行法令	534<年までの法令
社会福祉士及び介護福祉士法 第3条	次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。 一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの	次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 第1条の2	法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

11

例②特定非営利活動促進法

	現行法令	534<年までの法令
特定非営利活動促進法 第20条	次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員となることができない。 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの	次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人
特定非営利活動促進法施行規則 第2条の2	法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

12

なぜ要請アピールを？

2001年までは障害ごとに「免許を与えない」とされていて、受験もできませんでした。これらの欠格条項が「免許を与えないことがある」に改正され、今では「精神の機能の障害」のある人も多数が免許や資格をもち、暮らし、働いています。

しかし、障害があることと免許や資格の許認可とを結びつけた欠格条項が、附則に定められた改正後の再見直しもなされないまま、残されている中で、冒頭のようなことが起きてきました。

その上に昨年から新たに「心身の故障」欠格条項を設けてこれを「精神の機能の障害」と規定する法律が急増しています。この状況を深く危惧し、要請アピールを呼びかけました。

13

アピールの三つの要請

法令に障害ゆえの障壁をつくることは、もうやめましょう。

欠格条項のありかたを改めて真摯に見直すという20年来の宿題に着手しましょう。現状をいかにしていくのか、障害者権利条約の履行のためにも立場をこえて取り組むことを提起し、次のことを要請します。

- 1 新設や改定の法令に「心身の故障」・「精神の機能の障害」の欠格条項を設けないようにする
- 2 施行後の見直しを明記している2001年欠格条項一括見直し法附則の実施に着手する
- 3 代理後見から支援つき自己決定への転換に着手する

14

アピールご賛同とメッセージ

賛同 42団体・63名（2020年11月28日時点）

賛同メッセージから

- ・欠格条項の前に立ち尽くしている人は沢山いると思います。
- ・欠格条項の現実を知りませんでした。
- ・661本も欠格条項があるなんてあまりに驚きです。
- ・病気や既往症を理由に門前払いをするのではなく、どうにかして、この人ができるようにする方法はないか考えるように世の中が変わってほしいと思っています。
- ・障壁のない社会作りを粘り強く進めることが、あとに続く人へのバトンをつなぐことになると思います。

全文は障害者欠格条項をなくす会サイトトップ→関係資料・文献→要請アピール関連

<https://www.dpi-japan.org/friend/restrict/shiryo/yousei/index.html>

15

欠格条項はなぜ続いている？

「障害者には無理、危険に決まっている」という障害者観

「免許を与えない」など、あらかじめ門を閉ざしたのが、5334年までの欠格条項

門はいちおう開き、試験に合格して障害だけを理由に免許交付を拒否される人は、ほほいなくなったようだが・・・

「免許を与えないことがある」などの欠格条項は、あくまでもも残されてきた。

そして今、「精神の機能の障害」欠格条項の急増という事態に

16

（経験事例）

無事故・無違反なのに、 運転免許をとりあげられた

たにくちさんは、半年間、運転免許証を取り上げられていたことがある。免許更新のときに精神障害者であると告げただけで、この処分をされた

（なぜこんなことに）

道路交通法には、そううつ病などの病名をあげて、運転免許の不交付や保留・取消や停止ができる欠格条項がある。

ただし、「自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作」にさしつかえるような症状を呈している人に限る。

たにくちさんは、これにあてはまる状況ではなく、無事故・無違反で運転してきた

17

試験に合格したが、免許が なかなか交付されなかった

（寄せられた経験から）

医師国家試験に合格したが、障害にかかわる審査があり、免許交付が2か月余り遅延した。

その間、有資格者としての研修も就職活動もできなかった。

（なぜこんなことに）

医師法などには障害がある人に対して「免許を与えないことがある」という欠格条項が今も残されているため、該当するかもしれないとされた場合、障害にかかわる審査がある。

試験合格者が免許交付申請すれば、通例は速やかに交付され、すぐに有資格者として研修や就職活動ができる。

18

免許の交付状況から

交付件数の多い免許（上位8位）

免許名	交付件数（計）	視覚	聴覚・言語	精神
看護師	92	1	25	66
きゅう師	26			26
はり師	26			26
言語聴覚士	23	0	11	12
柔道整復師	17			17
保健師	17	0	6	11
あん摩マッサージ師	15			15
医師	13	1	2	10

3年間の「免許付与件数」（厚生労働省医政局調べ）に基づく集計 2016年7月現在 19

突然、仕事をクビになった

塩田さんは自閉症と知的障害のある男性で、地元の市役所でパソコン入力などの仕事をしてきた。

親が病に倒れて、成年後見制度に入ったとたん、仕事をクビになった

（なぜこんなことに）

公務員法で、成年被後見人、被保佐人となったときは失職すると決められていた

20

成年後見制度と欠格条項

成年後見制度は、お金の管理や社会契約が自分だけでは難しい人を、後見人が代理する制度で、代理後見制度ともいう

成年後見制度を利用すると欠格条項の対象とされてきた（変化）

失職した塩田さんの裁判も背景に、成年被後見人や被保佐人には免許を与えない、役員や委員になることができない、等としてきた欠格条項が約4、3本の法律から削除された

しかし、それらの法律の大部分は、それまでの欠格条項を削除すると同時に、「心身の故障」欠格条項を新設した

21

国内の法律と政策

障害者基本法・障害者差別解消法がかかげる共通目的

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」

差別の禁止・社会的障壁の除去

－「法制度の障壁」も社会的障壁のひとつ

障害者差別解消法の基本方針

「各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、いわゆる欠格条項について、（中略）、適宜、必要な見直しを検討する」

22

障害者権利条約、日本の報告を審査中

第4条 一般的義務

1 締約国は、障害に基づきいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。このため、締約国は、次のことを約束する。

b. 障害のある人に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

第12条 法律の前にひとしく認められる権利

2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

23

わたしたちが訴えたいこと

・障害のある人が希望をもって学び、働くことを今も脅かしている欠格条項は、社会的損失です。

・障害者権利条約と矛盾しているうえに、共生社会を目的にかけられている国内法とも乖離しています。

・手立てをとらなければ、欠格条項は、既存法からのコピペによって、とめどなく増えます。

・「業務などを遂行できる」と「機能障害がある」とことは、切り離して考えましょう。

・欠格条項のありかたを改めて真摯に見直すという53年来的宿題に着手しましょう。

・現状をいかにしていくのか、障害者権利条約の履行のためにも立場をこえて取り組みましょう。

24

経験について募集しています

「したい仕事につくために必要な免許を交付されなかった」など、お心当たりのことがあるときは、どんなことでもけっこうですので、お知らせ下さい。

個人情報は厳守します。

連絡先

障害者欠格条項をなくす会 事務局メールアドレス
info_restrict@dpi-japan.org

25



「誰でも海へ」
写真提供=
ヨットエイドジャパン



26

「欠格条項があるのはあたりまえ」を変えてきた

27

公営住宅への入居

大久保さんは脳性まひの障害がある男性で、民間賃貸住宅で、通いの介助者をつけて、一人暮らしをしてきた。

ところが、公営住宅に申し込もうとしたら、申込書ももらえなかった

(なぜこんなことに)

「常時の介護が必要」な単身者には原則として入居資格を認めない欠格条項があった

(変化)

必要な介助や支援を得られるなら単身入居可能な法令に改められた。現在は自治体が独自に応募要件を定めている

28

薬剤師、医師、看護師等の免許

早瀬さんは聴覚障害のある女性で、薬剤師国家試験に合格したのに、障害を理由に免許を与えられなかった。

医師などになったあと障害をもった人もいるが、必要な支援についても言いにくい状況があった。

(なぜこんなことに)

障害があれば免許を与えない、剥奪するという欠格条項があった

(変化)

早瀬さんは諦めずに発言を続け、就業後に障害をもった医師も、法律を変えるよう訴えた

薬剤師法は聴覚障害の欠格条項を削除し、早瀬さんは晴れて免許を手にできた。このとき医師や看護師などの法律も見直された

29



2001年

7月17日

毎日新聞

30

運転と欠格条項

道路交通法は、肢体の障害や精神疾患のほか、聴力や視力に細かい基準を定めてきた

障害があったらなぜダメなのか？と、約83年前から、肢体障害のある人、聴覚障害のある人などが、裁判で問いかけた。

(変化)

裁判も背景に、何度かの見直しがあり、まず、肢体障害のある人の可能性が広がった

現在は、普通自動車免許は、聴力に関係なくもてるようになってきている

一方、視力の基準は見直されていないこと、疾患によっては制限がむしろ強化されたことなど、課題が残されている

31

採用試験の受験資格

国や自治体は障害者対象の公務員採用試験を実施している

その受験資格のほとんどが「自力で通勤し単独で職務を遂行できること」などとされていた

(変化)

国や自治体の障害者雇用「水増し」が発覚し、受験資格も改めて問題化した

このような受験資格はほぼ削除されてきたが、共に働きやすい職場にする課題は今も大きい

32

選挙の投票

名兒耶さんは知的障害のある女性で、選挙のたびに必ず投票に行っていた

高齢となった親が後見人となり成年後見制度に入った

それから選挙のハガキが来なくなった

(なぜこんなことに)

成年後見制度利用者を対象とする欠格条項で、参政権を認めていなかった

(変化)

参政権は、名兒耶さん(後述)の裁判を経て5346年に回復された

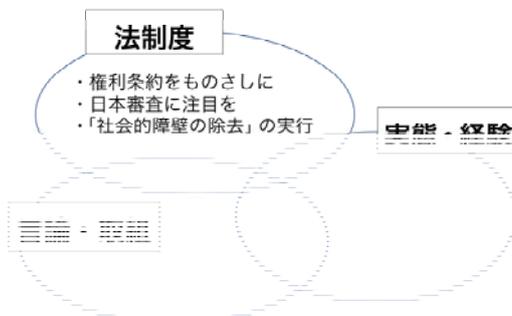
33



2013年3月14日 QKNニュース

34

変えていくには？



35

欠格条項 150年史

1870年代 障害者を対象とする欠格条項が作られ始めた

1960-70年代 障害や病があっても運転などをできるのに、法律が認めないのは差別ではないかと、裁判が起こされた

1990-2000年代 試験に合格し免許を交付されなかった人の声と世論によって、障害ゆえの欠格条項が初めて見直された

2010-20年代 参政権や仕事を失った人の裁判も背景に、成年後見制度利用者に対するそれまでの欠格条項が削除された
しかしその大部分において「精神の機能の障害」の欠格条項が急増している

36

欠格条項一括見直し法の附則 (2001年)

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（2001年6月29日法律第87号）より

37

参考資料など

「障害をもつ人の欠格条項の問題と今後の課題」ノーマライゼーション障害者の福祉 通巻221号 1999年

書籍「障害者の欠格条項」明石書店 2002年

「障害者に対する欠格条項をなくすために—「違い」を包容する社会をめざして」国際人権ひろば48号 2003年

書籍「医療現場で働く聞こえない人々—社会参加を阻む欠格条項」現代書館 2006年

「障害者差別禁止法に求めるもの—障害者欠格条項撤廃をめざす取組から言えること」第8回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会資料 2011年

「患者の自動車運転に関する精神科医のためのガイドライン」公益社団法人 日本精神神経学会 2014年

「増大する「心身の故障」欠格条項—5353年障害者欠格条項調査報告」2020年

38

障害者欠格条項をなくす会

共同代表 福島智・大熊由紀子

事務局長 白井久美子

事務局メールアドレス

info_restrict@dpi-japan.org

ウェブサイト

<https://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>

39